

第三者評価結果

事業所名：まめの木保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は法人内保育所共通で、2018年の保育所保育指針の改訂による様式変更をしています。計画は、児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に、保育理念・方針・保育目標を土台として作成しています。また、園の子どもの発達過程や園で把握している子どもと家庭の状況、地域の実態と関わりなども考慮していますが、さらに検討が必要と考えています。見直しや確認についても毎年職員と行いながら、次年度の指導計画や保育等に反映することが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>日々の清掃、温湿度管理、採光、トイレや手洗い場の使いやすさ（トイレはすべて温便座、24時間換気、手洗い場の床はタイル状で濡れても滑りにくい）、全保育室の床暖房、園内消毒1日数回など、環境の整備をしています。職員の声(大きさ、トーンなど)も大切な環境と考えているほか、建物の構造上、音が響きやすいこともあり、音楽や楽器の音なども意識をしています。年齢、季節、子どもの様子などを見て、家具の配置や環境の見直しをしています。くつろいだり、落ち着ける場所や子どもの動線や安全に配慮してコーナーを作っているほか、食事、遊び、睡眠のスペース分けをしています。ランチルームがあり、4、5歳児クラスが食事を摂っています。廊下のちょっとしたスペースにベンチを置き、くつろげるようにしています。しかし、保育室照明の明るさの調整ができないため、天候や夕方以降などで暗く感じるということが課題となっています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>職員は「川崎市子どもの権利に関する条例」の内容を確認しています。「子どもを尊重する保育」のために人権擁護のセルフチェックアンケートを年1回実施し、自らの保育を振り返っています。職員は子どもの気持ちや欲求を受け止めています。子どもの気持ちに寄り添い、共感したり、思いを代弁したりしています。幼児は、時にはお互いを認め合える思いやりや優しさを感じて表現できるよう援助し、子どもに分かりやすい言葉づかいで穏やかに話をしています。子どもを受容した保育のため、園目標の「心も身も健康な子ども」「自分の思いや考えを豊かに表現できる子ども」に着目し、さらに育んでいきたい保育「まめの木プロジェクト」として取り組んでいます。今月大切にしたこと、取組による子どもの姿、来月に向けてを確認しながら進めています。同様の目的で、「造形」「わらべうた」から子どもの豊かな表現につながるよう取り組んでいます。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣が身につくよう年齢や発達に合った関わり方や声のかけ方をしています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は歯磨きを園では行わず、家庭で磨いてもらうようにしています。職員は子どもができたことを認め、褒めて、自信が持てるようにしています。自分でやりたい気持ちを大切に、待ったり、見守ったりしています。年齢によっては個々が落ち着いて着替えられるよう廊下やギャラリースペースを活用するなど環境を工夫しています。活動は静と動のバランスや子どもの状態によって組み合わせています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては、日々の保育の中で年齢に合わせて伝えるとともに、看護師から子どもに話をしてもらう機会を設けています。また、保護者に園で行っていることを伝えたり、アドバイスをしたり、配付物なども利用してお知らせしたりして、家庭と連携しながら進めていけるようにしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p><コメント> 子どもの自発性を発揮させるために職員が楽しく遊ぶ姿を見せるようにしています。天気の良い日は園庭を中心に戸外に出ています。巧技台なども使い、進んで身体を動かせるようにしています。外部講師による幼児の運動遊び、5歳児クラスの和太鼓指導があります。近隣の公園への散歩時も、植栽や草花などから季節を感じたり、どんぐりや枯れ葉、枝を集めて制作や遊びにつなげています。グループ活動や当番活動、行事に向けての取組などの中で、皆で協力しやり遂げていく経験を大切にしています。子どものけんかについては、年齢や状況に応じて、お互いの気持ちを言葉にして相手に伝えるように援助しています。園内研修では「わらべ歌」と「造形」をテーマに職員間で話し合っています。「わらべ歌」では子どもと職員の関わりから、子ども同士の関わりへと遊び方の変化が見られるようになってきました。「造形」では必要な道具や素材を入れたワゴンを用意し、子どもがイメージする物が作り出せるようにする工夫をしています。コロナ禍が続き、地域の人に接する機会、社会体験が得られる機会については課題が残ります。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 衛生面に配慮しながら、手作り玩具やコーナー作りなど乳児の発達や興味関心に合わせた生活環境を整えています。子どもの表情や様子、発する声などを大切に、柔らかな表情で穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりやスキンシップを十分にしています。丁寧な関わりから愛着関係をつくり、子どもが安心して過ごせるようにしています。月齢や一人ひとりの成長に合わせた玩具のほか、生活用品、絵本などが子どもの手の届く場所に置かれ、自分で手にすることができるようにしています。ハイハイ、伝い歩きができるようにもしています。木製のサークル、柵などで食事と睡眠の空間を分けられるようにしています。個別の連絡帳や、送迎時に子どもの様子を丁寧に伝えて保護者と信頼関係を築き、24時間の生活リズムを整えられるように連携しています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 1歳児クラスは2グループに分け、保育室も別になっています。子どもの成長発達や家庭状況を把握し、子どもが自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながら見守り、さりげなく援助しながら、できた時は十分に褒めて自信や意欲につなげているほか、甘えたい気持ちも尊重しています。子どもの発達に合わせておもちゃを入れ替え、遊びが広がるようにコーナーづくりを行っています。全身を使って遊ぶ時には、ケガにつながる状況を予測し、安全に配慮しています。職員と一緒に遊んだり見守ったりしながら、友だちへの興味を大切に、様子に応じて仲立ちをしています。園庭では他クラスの子とも関わっています。散歩などでは地域の大人と接する機会もあります。個別の連絡帳、送迎時のやりとりなど一人ひとりの体調や様子について保護者と連絡を取り合い、家庭との連携を深めています。探索活動が十分に行える環境、保育士以外の大人との関わりについてはさらに検討が必要と考えています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児クラスは、子どもがダンゴムシに興味を持ったことから「プロジェクトD」と名付け飼育をしたり、運動会はダンゴムシ体操をしたり、お楽しみ会では登場人物に取り入れたり、子どもの興味関心を保育活動に取り入れています。4歳児クラスは仲間の中の一人として自覚を持ち、自主性や自立性を育むよう援助をしています。個々の主張を丁寧に受け止め、やりとりの中でうまくいかないところは仲立ちをしながら、思いがうまく伝わらなかったり、思いの伝え方を経験する積み重ねを大切にしています。集団や友だちと一緒に遊ぶ楽しさも感じられるようにしています。5歳児クラスは集団としてのルールや生活環境への理解を深め、仲間の中で活動や生活での様々な経験を重ねながら子ども自身が主体的に取り組むことを大切にしています。日々の活動や取組は掲示板に生活記録として掲示したり、園だよりやクラスだよりで保護者に伝えています。保育所児童保育要録や幼保小交流などを通して、就学先の小学校などに子どもの様子や活動を伝えています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 現在障害のある子どもの受け入れはありません。配慮が必要な子どもに関しては川崎市中央療育センターの発達相談員を交えた発達相談カンファレンスを行い、「発達相談支援児関係ファイル」で子どもの状況と成長に応じた保育につなげるようにしています。職員は外部研修を受け、障がいのある子どもの保育について学んでいますが、職員間で共有するための研修報告会を設ける必要性や保護者に向けての適切な情報提供について課題と考えています。また、園は高層ビルの4階にありエレベーターを利用することができます。しかし園内の設計やデザイン上、段差が多い造りになっており、車いす利用など身体的な障害のある子どもの受け入れは難しい状況があります。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園の開園時間は7時～20時です。子どもの在園時間や家庭での生活リズムを考慮して、園での生活リズムも整うようにしています。落ち着いて過ごせるスペースや、職員とのゆったりとした関わりの中で家庭的な雰囲気でも過ごせるようにしています。異年齢保育をしている時は、関わりを楽しめるよう、職員が必要に応じて見守ったり、仲立ちをしています。非常勤職員はなるべく同じクラスで関わられるようにしているほか、延長保育時間専門の職員がいるので、子どもにとって毎日同じ職員がいる安心感があります。食事は規定量のほかにおかわりがあり、一人ひとりの食欲や生活リズムに合わせた量を提供しています。子どもの状態について、保護者に子どもに関する伝達が十分に行われるように早・遅連絡表を使用し、口頭でも職員間で情報を引き継いでいます。日中起こったことで必要があれば担任から直接状況を伝えることもあります。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	b
<p><コメント> 全体的な計画に「小学校との連携」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を記載しています。5歳児クラスは就学に向け、午睡をなくしたり、ハンカチやティッシュペーパーを使ったり、マスクを着用したりと準備をしています。園長や副園長が、幼保小連絡会議などから得た小学校生活についての情報を、保護者に懇談会、個人面談、おたよりなどで伝えています。懇談会では就学経験のある保護者から話をしてもらっています。5歳児クラス担任が「保育所児童保育要録」を作成しています。園長・副園長が確認後、就学予定校へ送付しています。小学校とは電話で引き継ぎや確認、情報交換を行っています。しかし、コロナ禍で就学に向けた見通しを持てる機会であった子どもの小学校見学や職員が小学校に出向いて学校内を案内してもらうことなどでの連携は難しい現状があります。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	b
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルがあります。健康状態は毎朝の保護者からの聞き取り、連絡帳、職員の観察で確認しています。健康管理年間計画を作成しています。既往症や予防接種は、入園前に保護者が記入した書類を提出してもらっています。入園後は、毎月身長・体重測定結果の際に渡すすこやか手帳を確認してもらい、必要があれば保護者に追記してもらっています。「重要事項説明書」をもとに、健康に関する方針などを伝えているほか、子どもの健康に関する取組は、園だより、給食だより、健康だよりなどで伝えています。乳幼児突然死症候群の予防策として、呼吸チェックを実施し記録しています。保護者に対して乳幼児突然死症候群に関する情報提供、啓蒙についてさらに丁寧なすることとしています。今後の取り組みが望まれます。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 内科健診は0、1歳児クラスは年6回、2歳児クラスからは年3回行っています。歯科健診は全園児年1回行っています。内科健診結果はすこやか手帳で、歯科健診結果は専用の用紙でその日のうちに保護者に知らせています。受診の必要がある場合は口頭でも伝えています。新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、園での歯磨きは行っていませんが、うがいの指導をしています。子どもの体幹を鍛えることに関しては階段の上り下り、椅子の座り方、運動など園でのさまざまな場面を意識しながら指導するようにしています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> アレルギー疾患について、かかりつけ医の判断にもとづき、対応しています。具体的な対応については川崎市のアレルギー対応マニュアルをもとに行っています。食物アレルギーのある場合は保護者、園長、副園長、看護師、管理栄養士、担任と連携を取り、完全除去食を提供しています。保護者とはアレルギー面談を年2回行っています。除去食配膳時、提供時には職員間でトリプル確認をしています。専用トレイ、専用食器を使用し、クラス内では食事の場所を決めています。そばに職員が付き、誤食予防をしています。アレルギー疾患、食物アレルギーなどの外部研修に職員が参加しています。アレルギー疾患に配慮し、保護者を含め、子どもたちにもお菓子の持ち込みをしないよう伝えています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
<コメント>	
「楽しく食べる子ども～感謝する心を育てる」を目標に法人内保育所共通の食育計画があります。0歳児は手づかみで食べることから、子どもの発達に合わせた援助をしています。食器の形状も低年齢児と幼児は違い、丁寧に扱わないと割れる陶器を使用しています。少食や苦手なものがある場合は、無理のないように勧めたり、少しでも食べられたらほめています。食育活動として、さつまいも、じゃがいも、大根などを栽培し、米作りでは、収穫後脱穀してからおにぎりを作りました。4歳児クラスは、春雨の調理前と後の形の変化を観察しています。5歳児クラスは、給食献立の世界の料理を地図を見ながら確認し、その国の文化に興味を持てるようにしています。給食だよりで季節の食材や献立のポイントを伝えています。保護者には給食サンプル展示や給食だよりで情報提供をしています。4、5歳児クラスはランチルームを使用していますが、落ち着かない様子が見られることがあるので、さらに楽しい雰囲気作りを検討しています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
献立は和洋中のバランス、季節の旬の食材を用い、行事食、郷土料理、世界の料理などを取り入れています。出汁は昆布やカツオなどから引いています。子どもの食べる量や好き嫌いはクラス担任が把握し、残食は喫食簿に記録しています。2週間ごとのサイクルメニューなので、子どもの食べ具合によって味付けや食材の切り方など、次回に速やかに反映できるほか、給食会議でクラスの様子や献立などについて話し合っています。管理栄養士は可能な限りクラスの食事の様子を見に行き、子どもと会話をしています。調理室からランチルームが見える設計になっているので、4、5歳児クラスの食事の様子は日々確認ができ、調理担当職員は子どもたちと食材やメニューなどのことでやりとりをしています。マニュアルにもとづき調理に関する衛生管理と食材管理を徹底しています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント>	
0～2歳児クラスは連絡帳で日々各家庭とやり取りをし、家庭での体調や睡眠・食事等の様子を共有しています。幼児クラスでは、保育記録を廊下に掲示し、その日の活動内容や週の予定を、各家庭に伝える様にしています。クラス便りでは、その月のねらいを記入して配布しています。行事前にはそれに向けての取組の様子や当日の演目に対してのお知らせを配布しています。行事後は保護者にアンケートを実施し、保護者の感想や意見、要望を伺っています。意見や要望は来年度への申し送りとして記録しています。ICTシステムを導入していますが、ソフトの仕様に不備があり十分活用出来ていません。導入ICTを再検討する等により、幼児クラスの保護者とのコミュニケーション頻度を上げて連携するとともに、情報交換の内容を必要に応じて記録することが期待されます。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
感染症対策のため玄関前で子どもの受け入れをし、保護者と十分にコミュニケーションが取れない時期もありましたが、送迎時は担任ができるだけ保護者とコミュニケーションをとるように努めています。乳児クラスは連絡帳を活用して保護者からの相談に応じたり、子どもの様子を伝えたりすることができます。幼児クラスでは送迎時に園でのエピソードを伝達したくてもできなかつたり、また保護者の悩みを十分に聞くことができないこともあるため、保護者の表情・態度等に気を付けて対応しています。相談や質問は、内容により即答せずに、他の保育士や園長・副園長に相談してから回答するようにしています。看護師・栄養士等の専門職とも連携して相談に応じています。保護者からの相談は、その場で担任が話を聞くことが多いのですが、日程を決め、相談室で園長が対応するケースもあります。相談内容は記録しています。	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めています。幸いなことにこれまでそうしたケースはなく、預かり時や着替え時にあざ等を発見して写真を撮るなどのケースもありません。虐待等権利侵害に対しては、「川崎市子どもの権利に関する条例」や「川崎市 保育の質ガイドブック」等を指針として取り組んでいます。児童相談所から連絡があった場合は、担任等の職員に周知し、子どもの保育園での様子を見守るとともに保護者の状況を観察しています。園での子どもの状況や、保護者の子どもへの対応、家族関係等の家庭状況を児童相談所へ報告し、保護者への対応は、園長・副園長等担当者を決めて対応しています。マニュアルにもとづく職員研修が実施出来ていません。今後の実施を課題としています。</p>	

A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 職員は毎月、各年齢クラスで振り返りを行った後、乳児会議・幼児会議を行い、内容を共有することで職員間の学び合いや意識の向上につなげています。会議には園長も毎月参加し、子どもたちが主体的に遊びを選び、意欲的に活動出来る保育の実施に向けて話し合い、一人ひとりの子どもの遊びの姿や、育ちを把握するようにしています。職員は自己評価を行うことで自身の改善点に気づき、研修を受講するなど専門性の向上に取り組んでいます。職員一人ひとりの自己評価から園全体の課題が明確になり、園の保育の質の向上に向けての取組につながるよう努めています。</p>	